

令和5年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和5年6月5日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	山下英治
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	笠原政浩	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	出雲誠	主任指導主事	梅木純一
新しい学校づくり専門監	永石敏	生涯学習課長	矢川靖章

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 中原賢一

課長補佐 川崎常弘
議事係書記 草場雅子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
6番 定松弘介 9番 大串武次

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）
日程第4 議案第37号 監査委員の選任について
日程第5 報告第2号 公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について
日程第6 報告第3号 令和4年度白石町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
日程第7 報告第4号 令和4年度白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第8 報告第5号 令和4年度白石町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第9 報告第6号 令和4年度白石町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから令和5年第4回白石町議会6月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。町が推進している省エネルギー対策推進のため、白石町議会も夏のエコスタイルとして、議員申合せにより、今会期中、議員は議場に入るとき上着は着用するが、ネクタイは着用しない。会議中は、暑い方は上着を脱いでもよいことにしています。なお、執行部も同様とします。皆様の御理解をお願いします。暑い方は上着をお取りください。

次に、農業委員会局長から、会議規則第2条第1項の規定に準じ、公務のため離席届が出ておりますので報告いたします。

次に、諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査、工事監査の報告書も配付していますので、確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明

員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、定松弘介議員、大串武次議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る5月26日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおり6月5日から12日までの8日間にとしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から6月12日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは皆様に配付しています一覧表のとおりです。条例4件、契約変更1件、人事38件、補正予算1件、以上44件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆さんおはようございます。

本日、令和5年第4回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例案件が4件ございます。

議案第32号「所得税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、所得税法等の一部を改正する法律、消費税法施行令等の一部を改正する政令及び消費税法施行規則等の一部を改正する省令の規定により、本年10月1日から消費税の仕入税額控除制度に適格請求書等保存方式が導入されることに伴い、本町の関係条例を整備するものでございます。

議案第33号「白石町印鑑条例の一部を改正する条例について」、議案第34号「白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、個人番号カードを利用した印鑑登録証明書及び各種証明書の交付申請制度を導入するため、条例の改正を行うもの

でございます。

議案第35号「白石町道の駅しろいし条例の一部を改正する条例について」は、議案第32号と同様に消費税の制度改正に伴うもの及び白石町道の駅しろいし条例施行規則で定めていた使用料の額について、地方自治法第228条第1項の規定に基づき、白石町道の駅しろいし条例で規定する必要があるため、条例の改正を行うものでございます。

次に、条例外案件でございます。

議案第36号「学校施設環境改善交付金事業白石町立白石中学校校舎・体育館改修工事請負契約の変更について」は、現在進めております新設白石中学校の施設環境改善を目的とした校舎棟の改修工事につきまして、着工後の現地調査結果等による施工量増に伴う変更契約でございます。変更額は消費税込みで2,220万2,400円の増額、変更後の契約金額は6億2,890万9,600円、契約相手方は中野・富士建設共同企業体でございます。当該契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

次に、人事案件でございます。

議案第37号「監査委員の選任について」は、本年6月30日で任期満了を迎えます稲富健朗氏につきまして、識見を有する委員として引き続き監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

議案第38号から議案第74号までの人事案件でございますが、農業委員会委員の任命については、各議案の37人の方々を農業委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

最後に、予算案件でございます。

議案第75号「令和5年度白石町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、既決の歳入歳出予算総額に3億1,558万9,000円を追加し、補正後の予算総額を170億9,291万4,000円とする増額補正予算をお願いするものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

（担当課長の議案説明）

○坂本博樹企画財政課長

議案第32号、所得税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

制定の理由といたしましては、消費税の仕入税額控除制度に適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることに伴い、白石町交流館条例など関係します24の条例につきまして、消費税等に係る記述を統一し、使用料等の額を改めるた

め、条例の制定をお願いするものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表によりその概要を御説明いたします。

新旧対照表の25分の1ページを御覧ください。

まず、白石町交流館条例の改正案を例に御説明いたします。

第9条の使用料につきまして、現行の「1.05で除した額に1.10を乗じて得た額」を「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額」に改めるものです。

このような条例改正が、25分の1ページの「白石町交流館条例」から25分の16ページの「白石町有明スカイパークふれあい郷条例」まで、及び25分の18ページの「白石町親水公園条例」から25分の20ページの「白石町都市公園条例」まで、合わせて18の条例がございます。

また、25分の17ページの「白石町有明愛菜農園条例」は、消費税等に関する記述がなかったため、「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（その額に、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）」を加えるものです。また、消費税等を含めた使用料金を5,000円とするため別表の単価を4,546円に改めるものです。

25分の21ページの「白石町有明干拓記念公園条例」から25分の23ページの「白石町法定外公共物の管理に関する条例」までの3条例は、「1.10を乗じて得た額」を「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額」に改めるものです。

25分の24ページの「白石町特定環境保全公共下水道条例」及び25分の25ページの「白石町農業集落排水処理施設条例」は、「100分の110を乗じて得た額」を「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額」に改めるものです。

制定（案）の6ページをお願いします。

附則では、この条例は令和5年10月1日から施行するとしております。

このように、「1.05で除した額に1.10を乗じて得た額」という記述になっている条例が18条例、消費税等の記述がなかった条例が1条例、「1.10を乗じて得た額」や「100分の110を乗じて得た額」という記述になっている条例が5条例あり、10月1日からのインボイス制度の施行に伴い、使用料等の算定における消費税等に係る記述を統一し、使用料等の額を改め、使用料単価と消費税等の額を明確にするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○谷川友子住民課長

議案第33号「白石町印鑑条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付申請制度を導入するために、白石町印鑑条例を改正するものでございます。

今回の改正により、現行では白石町役場住民課窓口でのみ、印鑑登録証明書の交付

申請ができるものを、現行に加え、印鑑登録者で個人番号カードをお持ちの方は、コンビニ等に設置してある多機能端末機で印鑑登録証明書の交付申請ができるよう所要の改正を行うものでございます。

今回の条例改正の施行期日でございますが、令和5年12月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第34号「白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

個人番号カードを利用した各種証明書の交付申請制度の導入に伴い、多機能端末機で各種証明書の交付申請が行えることを条例中に定めるために、白石町手数料徴収条例を改正するものでございます。

なお、多機能端末機では、世帯全員分と世帯一部の証明書の手数料額を異なった額とすることができないため、同額とする必要があり改正するものでございます。

また、各種証明書の手数料の改正も合わせて行うものでございます。

今回の証明手数料の改正につきましては、受益者負担を原則に、近隣市町との均衡を踏まえて標準的な額とするものです。

ただし、個人番号カードの利活用を推進し、住民の利便性の向上を図るため、多機能端末機で交付申請を行う場合は減額した額としております。

今回の条例改正の施行期日でございますが、令和5年12月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○谷崎孝則商工観光課長

議案第35号「白石町道の駅しろいし条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

改正の理由といたしましては、本条例の制定時においては、まだ、使用料の具体的な金額が確定しておりませんでしたので、他市町なども参考にしながら、具体的な金額が未確定の場合の定め方といたしまして、規則へ委任する方法を採り、具体的な使用料の額が確定した時点で、白石町道の駅しろいし条例施行規則の中で使用料の額を定めていました。

今回、地方自治法第228条第1項の規定に基づき、使用料の額について、原則どおり条例で定めていくため、改正させていただきたいと考えております。

また、消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入に伴い、消費税の記述を追加するため、条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表によりその概要を御説明いたします。

新旧対照表の2分の1ページを御覧ください。

第10条、使用料の関係でございますが、今回、本町の他の使用料関係条例と同じく、

使用料の額を条例で定めるものでありまして、第10条中「規則で」を「別表に」と改めることとしております。

次に、第16条第3項中「額は」の次に「、別表に定める額の範囲内において」という文言を加え、利用料金の上限を定めるものです。

この第16条については、利用料金についての条文でございますが、地方自治法第244条の2第9項の規定により、第3項で利用料金の額については、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることとしております。

次に、別表についてでございますが、これまで白石町道の駅しろいし条例施行規則の中で定めていた利用料金の額につきまして、条例において定めるものです。

また、2分の2ページを御覧ください。これまで規則の中では、消費税に関する記述がなかったため、今回、備考の1において、消費税に関する記述を加えるものです。

附則では、この条例は令和5年10月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

議案第36号「学校施設環境改善交付金事業白石町立白石中学校校舎・体育館改修工事請負契約の変更について」御説明いたします。

契約の目的は、白石町立白石中学校校舎・体育館改修工事でございます。

契約金額は、消費税込みで、変更前6億670万7,200円、変更後6億2,890万9,600円、2,220万2,400円の増額です。

契約の相手方は、中野・富士建設共同企業体でございます。

変更の主な内容は、普通教室の可動式黒板への更新、床改修箇所の一部におけるモルタルによる補修、防火シャッターの開閉機器の一部の取替及び、防火シャッターの作動の仕様を変更したことによる増額でございます。

以上説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○坂本博樹企画財政課長

議案第75号「令和5年度白石町一般会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に3億1,558万9,000円を追加し、補正後の予算総額を170億9,291万4,000円とするものです。

次に、4ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正ですが、令和7年1月の合併20周年に向けた記念事業の一つとして「合併20周年記念事業町内風景写真撮影業務委託」をお願いしております。期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は66万円とし、1年間を通して風景等の写真撮影を行い、町の新たな魅力を発信するためのツールとして各種事業に活用していきたいと考えております。

次に、歳入歳出について御説明いたします。

なお、白石町6月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）に掲載しております事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業を除き説明を省略いたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

7ページをお願いします。

16款国庫支出金、2項、1目総務費国庫補助金で、デジタル田園都市国家構想交付金1,733万2,000円を計上しております。国から事業採択を受けましたので、当初予算で計上しておりました「住民票等コンビニ交付事業」の予算科目である11ページの2款、3項、1目戸籍住民基本台帳費、また、「防災監視カメラシステム整備事業」の予算科目である16ページの9款、1項、4目防災費で、それぞれ財源更正を行っております。その他に10ページから11ページの2款、1項、10目情報化推進費の電子申請システム使用料等の財源に充当しております。

9ページをお願いします。

22款諸収入、5項、5目雑入の総務課雑入で、消防団員等公務災害等共済基金収入2,182万円を計上しております。今回退団されました消防団員の方への退職報償金に充当しております。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

10ページをお願いします。

2款総務費、1項、8目地域づくり推進費の負担金、補助及び交付金で、スマイルしろいし商品券給付事業費補助金9,020万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受けた町民生活の負担軽減を図るため、全町民に商品券4,000円分を給付するものです。

12ページをお願いします。

3款民生費、1項、1目社会福祉総務費の負担金、補助及び交付金で、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金4,800万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症及び物価高騰に直面する住民税非課税世帯等を支援するため、1世帯当たり3万円を給付するものです。

この2事業の財源は、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

14ページをお願いします。

4款衛生費、1項、2目予防費の負担金、補助及び交付金で、個別接種促進支援事業補助金656万円を計上しております。新型コロナウイルスワクチン接種において、昨年まで県が行っていた個別接種促進のための支援事業が町の事業となり、個別接種に協力する町内の診療所に対し補助金を交付するものです。なお、財源は、全額、衛生費国庫補助金を充当しております。

15ページをお願いします。

6款農林水産業費、3項、2目漁港費では、新有明漁港に設置している浮棧橋に破損が見られ、海上での詳細な破損状況が確認できず陸揚げして点検を実施するため、浮棧橋陸揚げ運搬業務委託料300万円を計上しております。

16ページをお願いします。

10款教育費、5項、5目社会教育施設費の報償費では、ゆうあい図書館の図書利用及び施設の活用促進についての助言を頂くため、読書・文化活動振興アドバイザー謝金13万2,000円を計上しております。

また、同じ5目の工事請負費では、現在工事を進めておりますマイランド公園多目的運動広場北側トイレの設置に伴い、既存トイレの解体等工事費500万円を計上しております。

この他の歳出につきましては、事前にお配りしております「6月補正予算細事業一覧表」及び「白石町6月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」で御確認をお願いいたします。

また、18ページ以降の給与費明細書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第37号「監査委員の選任について」を議題とします。

質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第37号「監査委員の選任について」を採決します。

本案は、監査委員として稲富健朗氏の選任について議会の同意を求めるものです。

この採決は、議員申合せにより無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は議長を除いて15名です。

立会人を指名します。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に岸川信義議員、友田香将雄議員の2名を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、立会人に岸川信義議員、友田香将雄議員の2名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いします。なお、白票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

岸川信義議員、友田香将雄議員は開票の立会をお願いします。

〔開票〕

立会人は議席にお戻りください。

投票の結果を報告します。

投票総数15票、うち有効投票15票。無効投票ゼロ票。

有効投票中、賛成15票。反対ゼロ票。

以上のとおり賛成全員です。よって、議案第37号は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第5、6、7、8、9

○片渕栄二郎議長

日程第5から日程第9までの報告事項については、この5件の担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

（報告第2、3、4、5、6の内容説明）

○坂本博樹企画財政課長

報告第2号「公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について」御説明いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財政状況の公表等を行うものです。

去る5月26日、白石町文化振興財団において、令和4年度の事業報告並びに決算報告等が承認されました。

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、感染状況を注視し感染対策を十分行いながら、映画上映会、音楽祭等の自主文化事業の実施

など、事業運営がなされています。

それでは、令和4年度の事業等につきまして、業務報告書をもとに、御説明いたします。

報告書1ページを御覧ください。

自主文化事業では、映画上映会を開催し、また「第14回ふれあい郷音楽祭」、「第15回ふれあい郷ピアノ発表会」の音楽部門の事業は3年ぶりに開催されています。

芸能部門の事業として、買取公演「爆笑！佐賀にわか」を行い、多数の町民の皆様にお越しいただき好評を得ております。

5ページ、6ページを御覧ください。

自有館の利用状況については、令和4年度は、件数合計257件、人数で1万7,254人、使用料収入では、6ページ、右下欄で、232万6,950円となっております。令和3年度と比較し、利用人数では7,830人の増、使用料収入では72万20円の増となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの感染予防対策を十分に行い、率で見ますと、利用人数は約83%の増、使用料収入は約45%の増となっております。

7ページから10ページまでが、爽明館の利用人数及び使用料の徴収状況となっております。

爽明館では、幼児・小学生・一般を対象とした水泳教室等の事業などを実施し、健康づくり等に利用していただいております。

利用人数で、8ページの右下欄、3万1,557人、使用料で、9ページの右下欄、947万8,760円となっております。

小学生等の水泳教室の開催、水中運動教室等の実施と利用促進に努めておられ、新型コロナウイルス感染症の影響やプール鉄骨塗装工事のため約2箇月間トレーニングジムのみ営業したこと等により、前年との比較では、利用人数が1,966人の減となりましたが、使用料では一般利用者の増等により4万6,600円の増となっております。

11ページを御覧ください。

遊喜館については、子供クラブ、中学生及び高校生の部活動、職場の慰労会等に利用されるとともに、地域や家族また仲間同士でのバーベキューなど幅広く利用されています。利用件数は139件、前年度より41件の増、利用人数2,684人、前年度より972人の増、利用料金は50万2,900円、前年度より22万9,640円の増となっております。

12ページを御覧ください。

芝公園は、親と子のふれあいの場、一般の方々の散歩、休憩の場として、またグラウンドゴルフ等の練習場として定期的な利用、集落単位での活用や園児、小学生の遠足、高齢者のレクリエーションなど幅広い年齢層に利用していただいております。

利用人数は、1万5,970人となっており、前年度比で約8%の増となっております。

13ページは、自主事業の実績報告書であります。ふれあい郷映画上映会などの文化事業と一般成人、小学生及び幼児の水泳教室による事業収入は、128万5,600円となっております。

14ページを御覧ください。令和4年度の事業別収支内訳書です。

15ページ、16ページが収支の決算報告書です。

収支決算について申し上げますと、16ページの下段ですが、収入合計決算額が、1

億2,199万7,654円、事業活動支出決算額が、1億566万5,237円となり、令和5年度へ繰り越す額として、1,633万2,417円となります。

17ページから29ページについては、決算の内訳資料となりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

次に、30ページには監査報告書、31ページ、32ページが令和5年度の事業計画、33ページ、34ページが当初予算書、35ページが役員名簿、36ページが自主事業計画書になります。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今年度も感染防止対策等を十分に行いながら運営し、また施設管理費の節減も行っておりますが、物価高騰等により、引き続き、厳しい運営状況が予想されます。今後も、感染対策等を十分に行い、皆様に親しまれる「ふれあい郷」として、町内外の方々が、安心して利用できる施設運営と、文化施設、健康づくりの場として活用を図っていかれることを期待し、令和4年度の報告といたします。

報告第3号「令和4年度白石町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について」御説明いたします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、令和4年度の白石町一般会計予算継続費繰越計算書を別紙のとおり報告します。

継続費繰越計算書を御覧ください。

まず、漁港整備事業（住ノ江漁港）で、継続費の総額22億2,000万円、令和4年度の前算現額が3億367万2,420円で、支出済額2億3,141万300円で、これを差し引いた残額7,226万2,120円を翌年度へ逡次繰越ししております。なお、繰越分については、令和5年度で執行することとしております。

次に、新設中学校施設整備費で、継続費の総額15億2,820万円、令和4年度の前算現額が13億7,400万円で、支出済額6億9,870万3,379円で、残額6億7,529万6,621円を翌年度へ逡次繰越ししております。なお、繰越分については、令和5年度で執行することとしております。

また、新給食センター建設事業で、継続費の総額19億2,790万円、令和4年度の前算現額が4億290万円で、支出済額2億9,771万600円で、残額1億518万9,400円を翌年度へ逡次繰越ししております。なお、繰越分については、令和5年度で執行することとしております。

報告第4号「令和4年度白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和4年度の白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告します。

繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和5年度へ繰越した事業は、11事業となります。事業費総額3億1,935万4,000円の内、翌年度へ繰越した額が2億7,292万7,000円となっております。なお、繰越分については、令和5年度で執行することとしております。

報告第5号「令和4年度白石町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について」

御説明いたします。

地方自治法施行令第150条第3項において準用する第146条第2項の規定に基づき、令和4年度の白石町一般会計予算事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告します。

事故繰越し繰越計算書を御覧ください。

まず、産地生産基盤パワーアップ事業（農産対策）で、支出負担行為額が13億945万円、令和4年度の支出済額が1億9,445万8,000円で、翌年度繰越額は、11億1,499万2,000円であります。なお、繰越分については、令和5年度で執行することとしております。

また、河川総務費（排水ポンプ設置工事費）で、支出負担行為額が1億8,584万7,200円、令和4年度の支出済額が8,123万7,200円で、翌年度繰越額は、1億1,876万2,800円であります。なお、繰越分については、令和5年度で執行することとしております。

○土井 一生活環境課長

報告第6号「令和4年度白石町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を御報告いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和4年度の白石町下水道会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告します。

予算繰越計算書を御覧ください。

建設改良費の農業集落排水機能強化事業につきまして、住ノ江地区、下区地区および須古地区の機械設備や電気設備の更新工事費と施工監理業務に係る事業で、令和4年度の予算現額が1億7,344万円に対して、支出済額は4,375万4,000円です。これを差し引いた1億2,968万6,000円を翌年度へ繰越しております。

繰越理由は、汚水処理施設や真空ステーションのポンプ類や電気設備の基盤に必要な半導体等の資材が工期内に納品できないとのことから工期を延長したものです。

繰越額1億2,968万6,000円の内訳を申しますと、3地区合わせまして工事請負費が8件分の1億2,558万2,000円で、施工監理業務委託料が3件分の410万4,000円となっております。

なお、繰越分は令和5年度で執行することとしております。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

9時52分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年6月5日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 定 松 弘 介

署 名 議 員 大 串 武 次

事 務 局 長 中 原 賢 一